官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

その他告示

○内閣府告示第八十三号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十五条第八項の規定に基づき、令和八年熊本地震非常災害対策本部にその事務の一部を行う組織として、次のように非常災害現地対策本部を設置したので、同条第九項の規定により告示する。

令和八年七月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　非常災害現地対策本部

（一）名　称　令和八年熊本地震非常災害現地対策本部

（二）所管区域　令和八年熊本地震により被害が生じた区域

（三）設置場所　熊本県

（四）設置期間　令和八年七月三十日から現地における被災地方公共団体に対する国の支援や相互の連絡調整のため必要と認める期間